

川崎市就労準備支援事業実施要綱

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市就労準備支援事業（以下「本事業」という。）について円滑な実施を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本事業は、就労を阻害する日常生活・社会生活上の課題（以下「就労阻害要因」という。）を抱えるために、直ちに就労することが困難な生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（以下「生活保護受給者」という。）及び生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）に対して、就労阻害要因を軽減するとともに、就労に向けた基礎能力を整えるための支援を実施し、就職活動を開始することができるようになることを目的とする。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、本事業の適切な運営が確保できると認められる法人に委託して実施することができる。

(実施場所)

第 4 条 本事業の実施主体は、川崎市内に実施場所を確保しなければならない。ただし、次条第 5 号で規定する就労体験については、川

崎市に隣接する自治体に立地する事業所において実施しても差し支えない。

(事業の内容)

第5条 本事業は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 支援の目標や具体的な支援内容を記載した支援計画書(以下「就労準備支援プログラム」という。)の作成
- (2) 日常生活自立に関する支援
- (3) 社会生活自立に関する支援
- (4) 就労のための基礎能力を形成するための支援
- (5) 協力事業所での就労体験に関する支援

(職員配置)

第6条 本事業の実施主体は、本事業の目的を達成するため、次の各号に掲げる職員を配置する。

- (1) 本事業に関する責任者
- (2) 就労準備支援員
- (3) 職業開拓員

(支援期間)

第7条 本事業の支援期間は最長で6か月とする。

(支援の終了)

第8条 本事業の利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、支援を終了する。

- (1) 就労準備支援プログラムを修了したとき
- (2) 就職したとき

- (3) 実施主体が利用者の支援を他事業、他機関へ引き継いだとき
- (4) 1か月以上連絡が取れない、他の利用者の迷惑となる行為を繰り返す等、実施主体が支援の継続が困難と判断したとき
- (5) 死亡したとき
- (6) 支援の辞退の申し出があったとき

第2章 生活保護受給者

(対象者)

第9条 本事業の対象者は、川崎市内の福祉事務所において生活保護を受給している者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 福祉事務所長が就労可能と判断する者
- (2) 就労を希望しているが、過去または現在において引きこもり、精神疾患等により長期間無業状態または短期転職を繰り返し現在無職の状況に陥り、直ちに就労することが困難な者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）に基づく就労移行支援事業及び就労継続支援事業の障害者就労支援施策を利用していない者

(利用の手続き)

第10条 福祉事務所長は、対象者に本事業の説明を行い、対象者が本事業の利用を希望する場合は、利用希望者から「申込書兼同意書（第1号様式）」の提出を受ける。

2 福祉事務所長は、「申込書兼同意書」の写しを添えて、実施主体に対し利用希望者の受け入れについて照会する。

- 3 実施主体は、利用希望者の受け入れ適否について福祉事務所長と協議・調整する。
- 4 協議・調整の結果、本事業の利用が適当となった場合、福祉事務所長は、「就労支援プログラム」を作成し、実施主体に提出する。

第3章 生活困窮者

(対象者)

第11条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 川崎市内において、生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する自立相談支援事業を利用している者
- (2) 就労を希望しているが、過去または現在において引きこもり、精神疾患等により長期間無業状態または短期転職を繰り返し現在無職の状況に陥り、直ちに就労することが困難な者
- (3) 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業及び就労継続支援事業の障害者就労支援施策を利用していない者
- (4) 次のア、イのいずれかに該当する者

ア 本事業の利用申請日の属する月における対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、利用申請日の属する年度（利用申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税均等割が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）に昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額とを合

算した額以下である場合で、かつ利用申請日における対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下である者

イ アに該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者
（ア）アに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。
（イ）アに該当しない者であって、アに該当する者となるおそれがあること。

（ウ）川崎市長が本事業による支援が必要と認める者であること。

（利用の手続き）

第12条 自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）は、対象者に本事業の説明を行い、対象者が本事業の利用を希望する場合は、実施主体に対し利用希望者の受け入れについて照会する。

2 本事業の実施主体は、利用希望者の受け入れ適否について自立相談支援機関と協議・調整する。

3 協議・調整の結果、本事業の利用が適当となった場合、利用希望者は自立相談支援機関に「資産収入申告書（第2号様式）」を提出する。

4 自立相談支援機関は、本事業の利用を踏まえた支援プラン案を作成し、支援調整会議において確定後、実施主体にその写しを提出する。

5 市長は、支援調整会議において確定した支援プランに基づいて、本事業の利用決定を行い、本事業の利用が可能となった者（以下「利

用者」という。)に「支援提供通知書(第3号様式)」を通知する。

(体験利用)

第13条 本事業の実施主体は、前条第5項に規定する利用決定前の者に、本事業の体験利用期間を設定した上で受入を行い、支援を行うことができる。

第4章 その他

(利用料)

第14条 本事業の利用は無料とする。

(事業実績報告)

第15条 本事業の実施主体は、全ての業務の完了後、健康福祉局生活保護・自立支援室(以下「生活保護・自立支援室」という。)に、事業実績報告を書面及び電子データをもって報告するものとする。

(事故・苦情・緊急時対応)

第16条 本事業の実施主体は、事故・苦情・緊急事態等が発生した場合、速やかに生活保護・自立支援室へ状況報告をするとともに、福祉事務所または自立相談支援機関と調整のうえ必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 本事業の実施に携わる者は、利用者の個人情報の保護に十分に配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 求職者情報、相談記録等個人情報にかかわる記録は、利用者から提供を受けた者が責任をもって管理しなければならない。

(その他の事項)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたっては
「就労準備支援事業の手引き」（平成 27 年 3 月 6 日付け社援地発
0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照
すること。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

福祉事務所受付印

申 込 書 兼 同 意 書

私は、生活保護受給者就労準備支援事業の利用を申し込み、福祉事務所が実施する就労支援プログラムを積極的に活用して自立に向けて努力します。

また、このために必要があるときは、福祉事務所が保有する私の個人情報を就労準備支援事業受託事業者に提供し、また、福祉事務所が就労準備支援事業受託事業者から個人情報を得ることに同意いたします。

年 月 日

住所 川崎市 区

氏名 (自署)

(宛先)
川崎市 福祉事務所長

(第2号様式)

資産収入申告書

ふりがな		性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ ()		
氏名		生年月日	年 月 日 () 歳		
住所					
申立事項	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること				
	ふりがな				合計
	氏名				
	続柄				
	生年月日				
	収入金額 (月額)	円	円	円	円
	預貯金等 の金額	円	円	円	円
	※申請（申込）日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額を、月により変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。				
就労準備支援事業の利用申請（申込）を行うにあたり、私及び私と同一世帯に属する者の収入及び資産の申立をします。					
上記申立事項に相違なく、私の個人情報が就労準備支援事業の利用に必要な範囲で川崎市及び自立相談支援機関で相互利用されることについて了承します。					
川崎市長 殿					
年 月 日					
申請者氏名（自署）					

(第3号様式)

第 号
年 月 日

様

川崎市長

支援提供通知書

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業の実施について、下記のとおり行われることにつき確認しましたので、通知します。

記

1 氏 名	
2 生年月日	
3 住 所	
4 支援調整会議開催日	年 月 日
5 支援内容等	① 就労準備支援事業（支援期間： ） 2 就労訓練事業 □雇用型 □非雇用型 （支援期間： ） （詳細は、別添プランのとおり）
6 特記事項等	